

広報のぎ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野木町広告掲載要綱（平成23年野木町告示第9号。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、広報のぎに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の方法)

第2条 広告掲載は、広報のぎ1号につき1か所とする。

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、原則として広報のぎの各ページ最下段とする。ただし、表紙、表紙裏面、裏表紙及び裏表紙裏面には広告を掲載しない。

(掲載広告の割付け)

第4条 掲載する広告の割付けは、町が行う。

(広告掲載の枠数及び規格)

第5条 広告を掲載する枠数は、1段枠の大きさを10枠以内とし、枠の規格は次のとおりとする。

(1) 1段枠 横175mm 縦40mm

(2) 半段枠 横85mm 縦40mm

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、1号単位とし、連続する掲載期間は、12月とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載申込みの種類)

第7条 広告掲載の申込みの種類は、次のとおりとする。

(1) 複数申込み 複数号分申込みすること。

(2) 1回申込み 1号分申込みすること。

(広告掲載の申込手続)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第7条第2項に規定する野木町広告掲載申込書に必要事項を記入の上、掲載希望号発行日の30日前まで（町長が申込期間を設けた場合にあっては、当該申込期間内）に、掲載しようとする広告原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

2 掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、広告原稿の内容を審査し、その掲載の可否を決定した上、要綱第9条に規定する野木町広告掲載・不掲載決定通知書により申込者に通知しなければならない。

- 2 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。
- 3 町長は、広告掲載の申込みが第5条に規定する枠数を超えたときは、次条に定める順位により決定するものとする。

(広告掲載の順位)

第10条 申込期間を設けた場合において、同一の申込みが複数あったときは、広告掲載の順位は、第7条各号の順序とし、同条第1号に掲げる申込みのうちにあつては、広告掲載料の金額が多い方を先とし、広告掲載料の金額も同じ場合にあつては、枠の規格が大きい方を先とする。

- 2 前項に定める順位によつても、なお同順位のものがあるときは、町内の個人事業者又は町内に事業所を有する法人、団体又は個人を先とし、その他の者を後とし、これらのものうちにあつては抽選とする。
- 3 申込期間を設けない場合における広告掲載の順位は、原則として、申込みを受け付けた順とする。

(広告掲載料の納入)

第11条 申込者は、第9条第1項の規定による広告掲載の決定を受けたときは、町が定める期限までに町の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

- 2 広告掲載料の額は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 1段枠 16,000円
- (2) 半段枠 8,000円

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

平成23年 2月 2日制定
令和 5年11月 1日改正